

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第43号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員である給食調理員の給与の種類及び基準を定めることとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第43号

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条」に、「再任用給食調理員」を「定年前再任用短時間勤務給食調理員」に改め、同条第3項中「再任用給食調理員」を「定年前再任用短時間勤務給食調理員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号）附則第8条第1項若しくは第2項又は第9条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員とみなして、この条例による改正後の京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項の規定を適用する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)